



第56回

SuicaやPASMOのチャージ代を経費計上するには、

近年、急速に広まった「Suica」や「PASMO」「Edy」「nanaco」「WAON」などの電子マネー、中でも「Suica」や「PASMO」などの交通系ICカードは当初、交通費がメインでしたが、今では店舗での支払いなどにも日常的に使われるようになりました。この電子マネーを経費として利用するにあたり、注意点について説明します。

1. モバイルsuicaなどのカードを利用した場合の留意点
(1) 「Suica」と「PASMO」などの電子マネーに現金を「チャージ」した場合

「Suica」と「PASMO」などの電子マネーに現金をチャージした段階では、単に現金や普通預金からチャージ分を預けているだけなので、「旅費交通費」などの経費として処理できません。

この場合に使用する勘定科目は、「預け金」「仮払金」「前払金」といった貸借対照表の流動資産に計上することになります。

【例】現金5千円を「Suica」や「PASMO」などの電子マネーにチャージした。
(借方) 預け金5千円
(貸方) 現金等5千円

(2) 「Suica」と「PASMO」などの電子マネーを使って乗車した場合
電車やバスなど実際に交通機関を利用した段階で経費として処理します。

【例】得意先訪問のため路線バス230円を「Suica」や「PASMO」などの電子マネーで支払った
(借方) 旅費交通費230円
(貸方) 預け金230円

(3) 「Suica」と「PASMO」などの電子マネーで「物品」を購入した場合
「Suica」と「PASMO」などの電子マネーは交通機関だけでなく、駅のコンビニ等で物品を

購入することもできます。この場合、「旅費交通費」ではなく「消耗品費」など正しい勘定科目として経理処理してください。ただし、可能であれば、「Suica」と「PASMO」などの電子マネーの利用は「公共交通機関」に留めておくべきです。そもそも旅費交通費の精算と経理処理を効率化させることが目的であるため、「コンビニでおにぎりを買った・軽減税率8%だ」といった余計な情報を混在させる必要はないと思います。

購入することもできます。この場合、「旅費交通費」ではなく「消耗品費」など正しい勘定科目として経理処理してください。ただし、可能であれば、「Suica」と「PASMO」などの電子マネーの利用は「公共交通機関」に留めておくべきです。そもそも旅費交通費の精算と経理処理を効率化させることが目的であるため、「コンビニでおにぎりを買った・軽減税率8%だ」といった余計な情報を混在させる必要はないと思います。

2. 確実な処理をおこなうためには利用履歴の印字が重要
電子マネーの確実な経費処理をおこなうには、利用履歴の印字が必要です。
SuicaやPASMOなどであれば駅の券売機などで利用履歴を印字できますし、電子マネーの種類によっては、リーダーを用いることでパソコン上で履歴を確認して印字することができます。利用履歴の印字は、経費処理をおこなう際だけでなく、税務調査時の資料としても役立つので、チャージした際には必ず利用履歴を印字してください。

3. ビジネス使用のものとは個人使用のものは分けたほうがよい
電子マネーは備品の購入やクラウドのオフィスを訪問する際の交通費などのビジネス使用だけでなく、プライベートで利用することもあります。ただ、どちらも同じ電子マネーを利用してしまつと経費処理が大変になります。また、経費とプライベートなお金の区分が難しくなります。

特に、ビジネス使用と個人使用が混同しやすい個人事業主の人は注意が必要です。
4. インボイス制度適用にあたり
消費税を控除するためには、チャージした際の履歴と、実際に利用した際の履歴の保存が必要です。

（税理士 光廣 昌史）

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ
光廣税務会計事務所

〒730-0301 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007
お申込みはHPから
URL / https://www.office-m.co.jp/

あなたの経営羅針盤

「オフィスミツヒロ」は、税務ほか経営のあらゆる局面をサポート。お客様の夢を実現するために、真のパートナーシップをめざします。

税務会計業務／コンサルティング業務

ファイナンシャル業務／事業承継対策業務